

議案第 84 号 北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例案

北海道総合振興局設置条例の一部を改正する条例

北海道総合振興局設置条例（平成20年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例

第1条中「いう。）」の次に「及び北海道振興局（以下「振興局」という。）」を加える。

第2条中「総合振興局」の次に「及び振興局」を加える。

第3条を次のように改める。

（所掌事務の特例）

第3条 前条の規定にかかわらず、広域的に処理することにより効果的かつ効率的に執行することができる事務については、規則で定めるところにより、別表第2の左欄に掲げる総合振興局が同表の当該右欄に定める振興局の所管区域に係る事務を所掌することができる。

2 知事は、前項の規則を定めるに当たっては、あらかじめ、関係する市町村の長の意見を聴くものとする。

附則第1項の前の見出し中「等」を削り、同項ただし書を削る。

附則第2項を削る。

附則第3項中「勘案し」の次に「、地域の振興の推進及び効率的な行政運営に資する支庁制度の改革を更に進めるため」を加え、同項を附則第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

（北海道行政手続条例の一部改正）

3 北海道行政手続条例（平成7年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

第3条第4号中「支庁」を「総合振興局若しくは振興局」に改める。

附則第4項を削る。

附則第5項中「総合振興局長」の次に「又は振興局長」を加え、同項を附則第

4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

(北海道税条例の一部改正)

5 北海道税条例(昭和25年北海道条例第56号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(所管区域の特例)」に改め、同条中「石狩支庁」を「石狩振興局」に、「渡島支庁」を「渡島総合振興局」に、「後志支庁」を「後志総合振興局」に、「上川支庁」を「上川総合振興局」に、「胆振支庁」を「胆振総合振興局」に、「釧路支庁」を「釧路総合振興局」に、「根室支庁」を「根室振興局」に、「十勝支庁」を「十勝総合振興局」に、「網走支庁」を「オホーツク総合振興局」に、「空知支庁」を「空知総合振興局」に、「留萌支庁」を「留萌振興局」に、「宗谷支庁」を「宗谷総合振興局」に改める。

第5条第1項中「所管する支庁」を「所管する総合振興局若しくは振興局」に、「支庁等」を「総合振興局等」に改める。

第6条の2の見出し中「支庁長及び」を「総合振興局長及び振興局長並びに」に改め、同条中「支庁等」を「総合振興局等」に、「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。

第8条第1項第12号中「石狩支庁」を「石狩振興局」に改める。

第9条中「支庁長等」を「総合振興局長等」に改める。

第19条中「支庁等」を「総合振興局等」に改める。

附則第6項を削る。

附則第7項中「総合振興局」の次に「又は振興局」を加え、同項を附則第6項とする。

附則第8項のうち北海道循環資源利用促進税条例(平成17年北海道条例第124号)第16条第1項の改正規定中「道央総合振興局」を「石狩振興局」に改め、附則第8項を附則第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

(北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例の一部改正)

8 北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部条例(平成17年北海道条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「関係支庁」を「関係する総合振興局又は振興局」に改める。

附則第9項のうち北海道災害対策本部条例(昭和37年北海道条例第54号)第4条の改正規定を次のように改める。

第4条第1項中「関係支庁」を「関係する総合振興局又は振興局」に改め、同条第2項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改め、同条第3項中「支庁」を「総合振興局又は振興局」に改める。

附則第10項のうち市としての要件に関する条例（昭和23年北海道条例第9号）第1号の改正規定中「総合振興局等の」を「総合振興局、振興局等の」に改める。

附則第11項のうち北海道脱スパイクタイヤ推進条例（平成元年北海道条例第56号）別表の改正規定を次のように改める。

別表中「石狩支庁管内 渡島支庁管内 檜山支庁管内 後志支庁管内 空知支庁管内（雨竜郡を除く。） 胆振支庁管内 日高支庁管内」を「空知総合振興局管内（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町を除く。） 石狩振興局管内 後志総合振興局管内 胆振総合振興局管内 日高振興局管内 渡島総合振興局管内 檜山振興局管内」に、「空知支庁管内（雨竜郡に限る。）

上川支庁管内 留萌支庁管内 宗谷支庁管内 網走支庁管内」を「空知総合振興局管内（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町に限る。） 上川総合振興局管内 留萌振興局管内 宗谷総合振興局管内 オホーツク総合振興局管内」に、「十勝支庁管内 釧路支庁管内 根室支庁管内」を「十勝総合振興局管内 釧路総合振興局管内 根室振興局管内」に改める。

附則第12項のうち北海道警察組織条例（昭和29年北海道条例第26号）別表第1の改正規定を次のように改める。

別表第1中「石狩支庁管内、胆振支庁管内、日高支庁管内、後志支庁管内（寿都郡及び島牧郡を除く。）及び空知支庁管内（雨竜郡を除く。）」を「空知総合振興局管内（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町を除く。）、石狩振興局管内、後志総合振興局管内（島牧村、寿都町及び黒松内町を除く。）、胆振総合振興局管内及び日高振興局管内」に、「渡島支庁管内、檜山支庁管内及び後志支庁管内のうち寿都郡及び島牧郡」を「渡島総合振興局管内、檜山振興局管内及び後志総合振興局管内（島牧村、寿都町及び黒松内町に限る。）」に、「上川支庁管内、留萌支庁管内、宗谷支庁管内及び空知支庁管内のうち雨竜郡」を「空知総合振興局管内（妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町及び沼田町に限る。）、上川総合振興局管内、留萌振興局管内及び宗谷総合振興局管内」に、「十勝支庁管内、釧路支庁管内及び根室支庁管内」を「十勝総合振興

局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

名称	位置	所管区域	
北海道空知総合振興局	岩見沢市	空知地域	南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 月形町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨 竜町 北竜町 沼田町
北海道石狩振興局	札幌市	石狩地域	当別町 新篠津村
北海道後志総合振興局	倶知安町	後志地域	島牧村 寿都町 黒松内町 蘭越町 ニセコ町 真狩村 留寿都村 喜茂別 町 京極町 倶知安町 共和町 岩内 町 古宇郡泊村 神恵内村 積丹町 古平町 仁木町 余市町 赤井川村
北海道胆振総合振興局	室蘭市	胆振地域	豊浦町 壮瞥町 白老町 厚真町 洞 爺湖町 安平町 むかわ町
北海道日高振興局	浦河町	日高地域	日高町 平取町 新冠町 浦河町 様 似町 えりも町 新ひだか町
北海道渡島総合振興局	函館市	渡島地域	松前町 福島町 知内町 木古内町 七飯町 鹿部町 森町 八雲町 長万 部町
北海道檜山振興局	江差町	檜山地域	江差町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 奥尻町 今金町 せたな町
北海道上川総合振興局	旭川市	上川地域	幌加内町 鷹栖町 東神楽町 当麻町 比布町 愛別町 上川町 東川町 美瑛町 上富良野町 中富良野町 南 富良野町 占冠村 和寒町 剣淵町 下川町 美深町 音威子府村 中川町

北海道留萌振興局	留萌市	留萌地域	増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町
北海道宗谷総合振興局	稚内市	宗谷地域	幌延町 猿払村 浜頓別町 中頓別町 枝幸町 豊富町 礼文町 利尻町 利尻富士町
北海道オホーツク総合振興局	網走市	網走地域	美幌町 津別町 斜里町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 佐呂間町 遠軽町 上湧別町 湧別町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 大空町
北海道十勝総合振興局	帯広市	十勝地域	音更町 士幌町 上士幌町 鹿追町 新得町 清水町 芽室町 中札内村 更別村 大樹町 広尾町 幕別町 池田町 豊頃町 本別町 足寄町 陸別町 浦幌町
北海道釧路総合振興局	釧路市	釧路地域	釧路町 厚岸町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町
北海道根室振興局	根室市	根室地域	別海町 中標津町 標津町 羅臼町 色丹村 国後郡泊村 留夜別村 留別村 紗那村 薬取村

別表第 2 (第 3 条関係)

北海道空知総合振興局	北海道石狩振興局
北海道胆振総合振興局	北海道日高振興局
北海道渡島総合振興局	北海道檜山振興局
北海道上川総合振興局	北海道留萌振興局
北海道釧路総合振興局	北海道根室振興局

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

支庁制度改革をめぐる諸情勢にかんがみ、振興局を支庁として位置付けるとともに、総合振興局において広域的な事務処理を行うことができることとするため、この条例を制定しようとするものである。